

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)
- (2) 業務場所 受注者の施設
- (3) 業務内容 別紙「漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和8年11月30日から同年12月28日まで
- (5) 支払条件 前払金無 部分払無
- (6) 契約の保証 不要

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により、資格を有すると認められた者であること。
- ③徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑤入札説明書等の交付を受けた者であること。
- ⑥徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- ⑦造船法(昭和25年法律第129号)又は小型船造船業法(昭和41年法律第119号)に規定する船舶の建造又は修理の資格を有する者であること。
- ⑧総トン数47トン以上のアルミニウム製船舶を上架修理できる設備と能力を有する者であること。
- ⑨施設内に乾ドック、浮ドック、又は特殊上架台付きの斜路を有する者であること。
- ⑩総トン数47トン以上の船舶の上架修理実績を有する者であること。

(2) 資格審査の申請の方法について

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式は徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課で配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付し、申請場所へ提出し、入札日の前日までに資格を得なければならない。審査内容について、審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号088-621-2066

3 問い合わせ先

(1) この入札についての問い合わせ先

所在地 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階

所属名 徳島県農林水産部漁業管理調整課 漁場管理担当

電話番号 088-621-2478 ファクシミリ番号 088-621-2863

電子メールアドレス gyogyokanriuchouseika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。

なお、期間についてはおおむね入札の2日前までとする。

これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

4 入札手続き等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時: 令和8年8月18日(火) 午後1時30分
- ② 場所: 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階 海区漁業調整委員会室
- ③ 入札書の提出方法: 持参

(2) 入札に参加する者に必要な資格の提出

入札日に持参し、入札時間10分前までに提出すること。

(3) 入札方法等

① 入札の方法

「漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)一式の総価」で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、業務の名称、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「楷書又は楷書体」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)」の総価を記載すること。代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札とする。このため、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加資格者は、県が指示した入札説明書、仕様書等を熟知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人に入札させるときは、当該入札参加者の代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加資格者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の住所地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することはできない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を越えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(6) 落札者の決定方法

- ① 次のすべてに該当する場合、その者を落札者とする。
 - ア 有効な入札書を提出した者であること。
 - イ 公告及び入札説明書に示した入札に参加する者に必要な資格の条件を満たし、必要な書類を提出した者であること。
 - ウ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を提示した者であること。
- ② 前記条件を満たし、かつ、同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

5 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

6 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類は、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

なお、入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

7 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること

【提出書類一覧表】

入札直前に入札書の記載内容を確認します。そのため、入札書は封筒に封をせず持参してください。

1 入札書提出時

- ① 入札参加資格確認票
- ② 委任状(代理人が入札する場合) 1通
- ③ 入札書 1通

2 再入札時

- ① 入札書及び封書の予備 1通
(入札書については、コピー等を行って再入札に備えること。)

注意！！

3年に1度、県登録業者の更新手続きが管財課で行われます。手続きを失念しないよう留意してください。

また、入札の際には、登録者の氏名を確認してください。誤りのある場合は、入札が無効になるので、十分注意してください。

なお、押印の義務化が廃止されたことに伴い、入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。

本人確認ができないときは、入札に参加できません。

(様式第1号)

入札書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

入札保証金 免除

上記により業務の請負をいたしたいので、競争契約入札心得及び徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 年 月 日

入札者 住所

商号又は名称

代表者名

代理人 住所

氏名

徳島県知事 後藤田 正純 殿

(様式第1-1号)

再入札書

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

入札保証金 免除

上記により業務の請負をいたしたいので、競争契約入札心得及び徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 年 月 日

入札者 住所

商号又は名称

代表者名

代理人 住所

氏名

徳島県知事 後藤田 正純 殿

(様式第2号)

令和 年 月 日

委任状

徳島県知事 後藤田 正純 殿

委任者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

私は、_____を代理人と定め、徳島県が令和 年 月 日に執行する
漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)の入札に関する一切の権限を委任します。

(様式第3号)

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

代表者 住所

商号又は名称

代表者名

1 業務名称 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

2 業務期間 令和8年11月30日から同年12月28日まで

現時点において、上記業務の入札公告に定められた事項のうち、次のすべての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

3 誓約内容

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により、資格を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (6) 徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (7) 造船法(昭和25年法律第129号)又は小型船造船業法(昭和41年法律第119号)に規定する船舶の建造又は修理の資格を有する者であること。
- (8) 総トン数47トン以上のアルミニウム製船舶を上架修理できる設備と能力を有する者であること。
- (9) 施設内に乾ドック、浮ドック、又は特殊上架台付きの斜路を有する者であること。
- (10) 総トン数47トン以上の船舶の上架修理実績を有する者であること。

4 添付資料

上記3の(8)の入渠しようとする施設の設備の概要及び船舶の修繕実績が判る資料の写し。

(様式第1号)

記載例 代表者本人が入札するとき

入札書

- 入札者は記載例を参考に作成し、入札時に提出してください。なお、代理人が入札する場合は、委任状を入札執行前に提出してください。
- 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額	¥	9	9	9	9	9	0	0	0

業務名 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

入札保証金 免除

上記により業務の請負をいたしたいので、競争契約入札心得及び徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和●年●月●日

入札者 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

商号又は名称 万代産業株式会社

代表者名 代表取締役 徳島 太郎

代理人 住所

氏名

役職名の記載がない場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

徳島県知事 後藤田 正純 殿

(様式第1号)

記載例 代理人が入札するとき

入札書

- 入札者は記載例を参考に作成し、入札時に提出してください。なお、代理人が入札する場合は、委任状を入札執行前に提出してください。
- 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額	¥	9	9	9	9	9	0	0	0

業務名 漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

入札保証金 免除

上記により業務の請負をいたしたいので、競争契約入札心得及び徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和●年●月●日

入札者 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

商号又は名称 万代産業株式会社

代表者名 代表取締役 徳島 太郎

役職名の記載がない場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

代理人 住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 鳴門 花子

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

徳島県知事 後藤田 正純 殿

記載例

(様式第2号)

令和●年●月●日

委任状

徳島県知事 後藤田 正純 殿

委任者 住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

氏名 代表取締役 徳島 太郎

代理人 住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 鳴門 花子

・住所は代理人の自宅住所を記載。顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。上記会社の社員の場合は、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可。顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、_____を代理人と定め、徳島県が令和●年●月●日に執行する
漁業取締船「せんば」の中間検査修繕（船体部）の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：漁業取締船「せんば」の中間検査修繕(船体部)

連絡先：ファクシミリ 088-621-2863

E-mail gyogyoukanrichouseika@pref.tokushima.lg.jp

会社名		
連絡先	電話番号	ファクシミリ番号
質問の内容		